

### 事例1 1回だけ試すつもりが… 定期購入トラブルにご注意！

SNS上に通常約6,000円のシャンプーが初回は500円で購入できるとの広告があり、クレジットカード決済で注文し商品を受け取った。最近になって、再び同じ商品が届き改めて広告を確認したところ、注文を確定する画面の上方に小さな文字で「5回継続購入」の記載が一部分だけ見えているのに気が付いた。画面をスクロールしなければ全体が表示されず注文した際は気が付かなかった。業者に解約したいと伝えたが「5回継続購入の条件は明記されている」と言われ断られた。



#### ひとこと助言

- ネット通販の注文画面では「初回限定」などお得感を強調した表示に比べ、購入条件は文字が小さかったり、気が付きにくい場所に表示されていたりと、わかりづらいことがあります。画面の隅々まで確認するなど注意が必要です。
- 注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入が条件の場合は、継続期間や支払うことになる総額などの契約内容をしっかり確認しましょう。
- 特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で注文内容を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる場合があります。

### 事例2 意図せぬ「リボ払い」に注意！利用明細は必ず確認を！！

- ①クレジットカードの請求が利用金額より少ないと思っていたが、明細はアプリなので面倒で見えていなかった。確認すると、申し込み時からリボ払いになっており、100万円近い残額があることがわかった。
- ②解約したクレジットカード会社から請求がくるので不審に思い、カード会社に尋ねると「リボ払いになっており、支払う必要がある」と言われた。知らずにリボ払いになっていたことに納得がいかない。

#### ひとこと助言

- リボルビング払い(リボ払い)は、利用金額や利用件数にかかわらず、設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払方法です。月々の支払いを一定に抑えられる一方、支払いが長期化し手数料がかさむなどの点に注意が必要です。
- 初期設定で支払方法がリボ払いになっているカードや、リボ払い専用のカードもあります。申し込み時には、よく確認しましょう。
- 利用明細は必ず確認してください。手数料の記載がある、利用額に比べ請求額が少ないなどの場合は、リボ払いに設定されていることが考えられます。不審に感じたらすぐにカード会社に確認しましょう。



相談先・問合せ 城里町消費生活センター(城里町役場本庁舎 2階 まちづくり戦略課内)  
☎029-288-3111(内線226) 相談日時:月・水・金曜日 午前9時~午後4時